

28. 8. 1
一部改正 28. 11. 10

工事に係る入札心得書

航空自衛隊

中部航空警戒管制団
基地業務群会計隊

目次

第1条	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条	競争参加の申し出・・・・・・・・・・	1
第3条	入札保証金等・・・・・・・・・・・・・	1
第4条	入札等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第5条	入札参加の取りやめ・・・・・・・・・・	3
第6条	公正な入札の確保・・・・・・・・・・・・・	3
第7条	入札の取りやめ等・・・・・・・・・・・・・	4
第8条	入札の無効・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第9条	落札者の決定・・・・・・・・・・・・・	4
第10条	再度入札・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第11条	落札者となるべき入札をした者が 2人以上ある場合の落札者の決定	5
第12条	契約の保証・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第13条	契約書等の提出・・・・・・・・・・・・・	6
第14条	入札説明書等・・・・・・・・・・・・・	6
第15条	異議の申立・・・・・・・・・・・・・	6
第16条	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
【補則】		
第17条	工事契約に係る苦情処理・・・・・・・・	7
第18条	入札参加制限・・・・・・・・・・・・・	7
第19条	低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者	8
第20条	低入札価格調査に係る特別重点調査	8
第21条	数量公開・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第22条	質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

工事に係る入札心得書

この心得は、部隊発注工事の入札手続業務の基準として適用するものであり、入札及び契約心得（26.10.24）についての適用を妨げるものではない。また、細部については契約担当官の指示によるものとする。

（目的）

第1条 一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

〔注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。〕

（競争参加の申し出）

第2条 競争に参加しようとする者は、公告又は公示（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

（入札保証金等）

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

- 2 入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第1から別記様式3までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

営業店や代理店等の一部権限を委譲する場合は、別記様式第1及び別記様式第2について記入し、公告等において指定した申請書受領期間までに提出すること。入札参加者に代理人を指定する場合は、別記様式第3について記入し、入札前までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、別記様式第2に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要は無い。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 4 入札参加者は、入札説明書（又は指名通知書）、図面、仕様書、現場説明書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参又は郵送等することにより質問することができる。

- 5 入札参加者は、別記様式第4により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書受領期限までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。
- 6 第1回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。
- 7 入札書及び内訳明細書が入札書受領期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。
- 8 契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第8条第十一号に該当する入札として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- 9 入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

- 10 入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等あてに書面（様式は自由とするが、入札参加者による記名押印されたものに限る。以下「申出書」という。）にて申し出なければならない。申し出に際し、公告等において指定した担当部局に電話連絡し、申出書をFAX等により送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号28. 3. 31）に基づく指名停止を行うことがある。

- 11 入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。また、第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとし、郵送等による入札が認められている場合における郵送等による入札参加者は、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。

（入札参加の取りやめ）

第5条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（別記様式第5）を契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。

- 3 入札参加をとりやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

- 第7条 入札参加者が連合し又は不穏の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争参加資格を有しない者のした入札
 - 二 入札書の提出期限後に到達した入札
 - 三 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした入札
 - 四 委任状を提出しない代理人のした入札
 - 五 記名押印を欠く入札
 - 六 金額を訂正した入札
 - 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 八 明らかに連合によると認められる入札
 - 九 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者のした入札
 - 十 2通以上の入札書を提出又は入札函に投入した者のした入札
 - 十一 その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - 二 公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - 三 予決令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき
 - 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき
 - 五 落札決定までに、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を受けたとき

(落札者の決定)

- 第9条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なもの）をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項第1号に定める基準）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

- 第10条 開札をした場合において、落札者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。
- 2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。
- 3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- 4 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を入札室において読み上げを行う。
なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対しては口頭により通知する。
- 5 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

[役務的保証に限定する場合]

- 第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付し、その証券を取扱官庁に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

〔役務的保証に限定しない場合〕

落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1（建設工事にあつて、予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金の代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ、政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあつては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあつては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

- 第13条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札説明書等）

- 第14条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

- 第15条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第16条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

【補則】

(工事契約に係る苦情処理)

第17条 苦情及び再苦情の申立て等については、防整施（事）第148号（28.3.31）により、行うものとする。

(入札参加制限)

第18条 競争参加については、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこととする。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、本則第6条第2項の規定に抵触するものでない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記一又は二と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者)

第19条 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事（2500万円以上（建築一式工事5000万円以上））において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該防衛省発注機関で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の施工成績評定又は工事成績評定を通知された者
- (2) 発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告、若しくは注意の喚起を受けた者
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に契約担当官等に通知することとする。

(低入札価格調査に係る特別重点調査)

第20条 別紙のとおり。

(数量公開)

第21条 発注する工事は、原則として、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしているが、細部については、契約担当官等に確認するものとする。

(質問)

第22条 入札説明書に関する質問又は図面、仕様書、現場説明書等に関する質問については、原則として、書面により行うものとする。